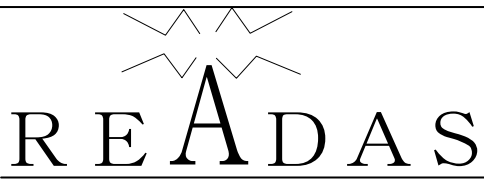


第 4924 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2014年)平成26年 2月18日 火曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

FX取引に係る所得区分

Q：FX取引に係る所得が雑所得になるのか
事業所得になるのかで争われた事件があった
ようですが、どうなりましたか？

A：雑所得になると判断しています。

【解説】

FX取引とは、一定の証拠金を担保にして、
外国為替を売買するもので、その証拠金の何
十倍もの取引ができるということで、人気に
なっています。

税務では、FX取引に係る所得は、外国為替
の取引から生じるもので、利子・配当・不動
産・給与・退職・山林・譲渡及び一時の各所
得のいずれにも該当しないことから、雑所得
もしくは事業所得に該当することとしていま
すが、通常は雑所得として取り扱われること
になります。

ところで、お尋ねの事件はFX取引が損益通
算が認められる事業所得に該当するのか、そ
れとも損益通算が認められない雑所得になる
かが争われたものですが、裁判所は、次のよ
うなことから雑所得に該当するとしています。

事業所得を生じさせる「対価を得て継続的
に行う事業」とは、自己の計算と危険におい
て独立して営まれ、営利性・有償性を有し、
かつ反復継続して遂行することをいうと解し、
FX取引は社会通念上事業といわれるものとは
異質であるというほかなく、反復継続して遂
行する意思と社会的地位とが客観的に認めら
れる業務の遂行とは認めがたい。よって、FX
取引に係る所得は事業所得と認めることはで
きず、雑所得に該当する。

